仕　様　書（案）

件名：健康増進法に基づく子宮がん・乳がん検診（集団検診）（単価契約）

1　目的

早期に子宮がん及び乳がんを発見し、がんの早期治療を図ることを目的とする。

2　履行期間・履行場所

契約期間は、契約日から令和１０年３月３１日まで。

検診実施日及び会場は、「令和９年度子宮がん・乳がん集団検診日程（案）」（別紙２）とする。提示している日程では不都合な場合、令和９年９月１日から１１月２６日のうちで健康づくり課と受託者との協議により調整することは可能だが、地域の要望を優先するため、希望に添えないことがある。なお、日程変更には対応するが、別紙2に記載の各会場で必ず実施すること。

3　対象者

【子宮がん検診】

市内に居住地を有する者のうち、令和１０年３月３１日時点の年齢（以下「年度年齢」という。）が２０歳以上の女性（平成２０年４月１日以前生まれ）で、かつ年度年齢が偶数年齢の者。

ただし、次の者は、年度年齢が奇数年齢であっても受診できる。

①年度年齢が３０～６５歳の女性
（平成１０年４月１日～昭和３７年４月２日生まれ）

②年度年齢が２０～２９歳及び６６歳以上で、かつ令和８年度の子宮がん検診の未受診者

③令和９年度の子宮頸がん検診無料クーポン券を持参した者

【乳がん検診】

市内に居住地を有する者のうち、年度年齢が４０歳以上の女性（昭和６３年４月１日以前生まれ）で、かつ年度年齢が偶数年齢の者。

ただし、次の者は、年度年齢が奇数年齢であっても受診できる。

①令和８年度の岡山市乳がん検診の未受診者

②令和９年度の乳がん検診無料クーポン券を持参した者

5　受診見込み件数

【子宮がん検診】

４００件を上限とする

【乳がん検診】

視触診とマンモグラフィ撮影…５００件を上限とする

一方向　４００件以内

二方向　１００件以内

6　業務内容

岡山市健康増進事業等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、健康づくり課が指定する日時及び場所に受託者が出向き、検診車による検診を集団方式で行うものであり、以下の関連業務を含めるものとする。

（１）事前の準備

①法令等の遵守及び必要手続

受託者は、本業務の実施にあたり、医療法および「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号・令和 8 年 3 月 27 日一部改正）その他の関係法

令・通知を遵守し、実施前までに岡山市保健所総務課への巡回健診実施計画書の提出等、必要な手続を受託者の責任において完了させるものとする。また、巡回健診実施計画書の提出後は、健康づくり課へ報告すること。

②器具等の搬送及び設置

受託者は、検診当日に速やかに業務を遂行できるよう検診器具、表１に掲げる受付物品等の準備を行い、当日搬送する。また、受付物品は、検診終了後、受託者が持ち帰り、契約期間が終了するまで保管すること。

なお、基本的な感染症対策を行うこととし、そのために必要な用品（手指消毒液・マスク・体温計）及び受付に使用する文具等の事務用品は、受託者が用意すること。

表１　受付物品

	備　考
机・椅子	会場にある物品は使用可。
検診票・健康手帳	市が受託者に配布。受付時に受診者の状況に応じて使用。不足が生じた場合は市へ申し出ること

③会場設営

検診会場の設営を行う。会場には入場所を設置し、受診者への感染症予防対策として、受診要件及び注意事項を掲示すること。

（２）受付事務

会場での受け付けは、別紙１「集団検診受付フロー」に沿って行うこと。受付事務補助（会場内誘導及びマスク着用・手指消毒の声かけ）については、各地域の愛育委員が担当する。なお、市職員は出務しない。

①愛育委員との打ち合わせ

愛育委員に別紙１「集団検診受付フロー」をもとに受付事務補助を説明し、相互にスムーズな運営が出来るよう打ち合わせを行う。

②検診対象者の確認

居住地、年齢、性別、前年度の受診状況などから検診対象者であることを確認する。マイナ保険証や資格確認書、免許証など公的機関が発行している身分証明証等で本人確認を行い、岡山市に居住地を有することを確認すること。

また、発熱・体調不良が見受けられ、医師が受診できないと判断する場合は、受診者に説明の上、受診を断ること。

③問診・検診票の記入

・検診票の「費用区分」「フリガナ」「氏名」「生年月日」「性別」「年齢」「電話」「住所」の各欄に未記入箇所がないか確認する。特に「フリガナ(氏名)」「生年月日」の内容が読めない場合は受託者が受診者から聞き取りを行い、読めるように太枠内に転記する。
・当日の体調、最近の体調の変化、家族の既往歴等について問診を行う。
・検診票の右上部「Ｎｏ」欄へ受付順にナンバリング（受付番号の記入）を行う。

④健康手帳の記入

健康手帳を持参した受診者（当日配布を受けた者を含む。）には、健康手帳（該当する検診の記録）に、受診年月日と実施機関名を記入する。

⑤自己負担金の徴収

受診者から、岡山市保健所及び保健センター条例第３条に定める使用料として、子宮がん・乳がん検診にかかる自己負担金を下記のとおり徴収すること。

【子宮がん検診】

・年度年齢が７０歳未満（昭和３３年４月２日以降生まれ）の者 … ９５０円

・年度年齢が７０歳以上（昭和３３年４月１日以前生まれ）の者 … ５００円

【乳がん検診】
・５００円（全年齢同じ）

【子宮がん検診、乳がん検診共通】
ただし、次に掲げる者については、自己負担金を免除する。
・岡山市健康診査無料券を持参した者
・令和９年度がん検診無料クーポン券を持参した者

（３）検診項目

【子宮がん検診】
問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診

【乳がん検診】
検診項目は問診、視触診及び乳房エックス線撮影検査（乳房エックス線撮影検査は、受診者の年齢に応じ１方向又は２方向を撮影する。）とする。
マンモグラフィ撮影検査については、マンモグラフィの撮影方法を年齢により、下記のとおりに定めるので注意すること。
・１方向撮影…年度年齢が５０歳以上（昭和５３年４月１日以前生まれ）
・２方向撮影…年度年齢が４０～４９歳（昭和５３年４月２日～昭和６３年４月１日生まれ）

（４）担当要員

【受付事務】
受付事務・費用徴収：１名以上

【問診】
看護師又は保健師１名以上

【子宮がん検診】
診察：医師　１名以上
診察補助：看護師又は保健師　１名以上

【乳がん検診】
視触診：医師　１名以上
診察補助：看護師又は保健師　１名以上
マンモグラフィ撮影及び補助：診療放射線技師　１名以上
※視触診を担当する医師、マンモグラフィ撮影を担当する診療放射線技師又は施設評価基準については、実施要領に規定する要件を満たすこと。
※乳房エックス線写真の読影は、実施要領に基づき二重読影を行うこととし、読影担当医師についても、実施要領に規定する要件を満たすこと。

（５）検診票
市所定の様式「子宮がん検診票」（実施要領様式第４－４号①②）、「乳がん検診票」（実施要領様式第４－５号①②③）を使用すること。

（６）受診者への結果通知
結果通知書（任意様式。結果が外部から見えない仕様で、検診月日・検診番号・診断結果・指示がわかるもの）を作成し、検診日の翌日から起算して３０日以内に、受診者全員に郵送により通知すること。ただし、検診結果から精密検査が必要と判断された受診者（以下「要精検者」という。）のうち、精密検査の受診に急を要する場合は、速やかに受診者に通知するとともに、健康づくり課へ連絡すること。
また、受診者からの検診結果の内容に関する問い合わせについては、受託者が対応すること。
なお、結果通知書の様式については、検診の実施前に健康づくり課へ見本を提出すること。

（7）精密検査が必要な者への通知
要精検者には、結果通知書とあわせて表２に掲げる書類等を送付すること。

表２　要精検者への送付物

	備　　考
精密検診依頼書(a) 精密検診依頼書封筒(b)	全て、市が受託者に配付。(a)に必要事項を記入し、(b)に封入封緘しておくこと。
精密検査実施医療機関一覧表	市が受託者に配付（乳がん検診のみ）

（8）市への結果報告
受診者への結果通知を行う前に、表３に掲げる書類を健康づくり課に提出すること。

表３　健康づくり課への提出物

	備　　考
子宮がん・乳がん検診票	受診者全員の検診票をがん毎に分け、検診番号順に並べ、検診会場毎に編冊をする。
検診結果報告書（任意様式）	がん種別・実施日・検診番号・受診者名・住所・生年月日・年齢・所見・診断・判定・担当医名が一覧できるもの。１部作成。
要精検者一覧表（任意様式）	がん別・検診会場毎に１部作成。
要精検者に送付した結果通知書と精密検診依頼書の写し	

7　手数料の算定方法

①入札（見積）書には、子宮がん検診に要する１件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を**含まない**金額とし、１円未満の端数が生じないこと。）を記載すること。

②視触診とマンモグラフィ１方向撮影検査単価は次のとおり算定する。
①の金額に係数１．１４を乗じた金額（１円未満切り捨て）を１件あたりの金額とする。

③視触診とマンモグラフィ２方向撮影検査単価は次のとおり算定する。
①の金額に係数１．１７を乗じた金額（１円未満切り捨て）を１件あたりの金額とする。

④事務手数料単価は次のとおり算定する。
①の金額に係数１．０６を乗じた金額（１円未満切り捨て）を１件あたりの金額とする。

※結果通知発送に係る費用は、それぞれの検診単価①②③に計上すること。
※マンモグラフィ２台搭載車を使用することは可能だが、それに伴う追加の料金は支払えない。

8　支払額

本契約は単価契約であり、次の①～④の合計額に**１．１を乗じた**金額（1 円未満切り捨て）を支払うものとする。
なお、支払額は、単価契約であるため、実績に基づき変動する。

①子宮がん検診単価に受診者数を乗じた金額

②視触診とマンモグラフィ１方向撮影検査単価に受診者数を乗じた金額

③視触診とマンモグラフィ２方向撮影検査単価に受診者数を乗じた金額

④事務手数料単価に開催回数（半日単位）を乗じた金額

9　手数料の請求

受託者は、当月における全ての検診が終了した後、速やかに「がん検診実施（自己負担徴収）報告書」（様式１）を作成し、健康づくり課へ提出すること。市による検査が終了した後、請求書を作成し、健

康づくり課へ提出すること。

１０　その他

①実施にあたっては、あらかじめ市の現場担当者（岡山市健康づくり課保健センターに所属する担当保健師）を指定するので、綿密に打ち合わせを行うこと。検診車及び受託者スタッフの数については、各検診の精度管理や検診予定時間内での終了に支障がないように配慮すること。

②検診実施にあたり発生した問題については、速やかに、健康づくり課へ報告すること。

③契約期間終了後であっても、検査結果データ等に疑義等が発見された場合、検査結果データ等の照会に応じること。

④検診機関は、受診結果等記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。また、個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を契約書の作成にあわせて締結すること。

⑤契約にあたっては、指定公金事務取扱者の手続きをすること。

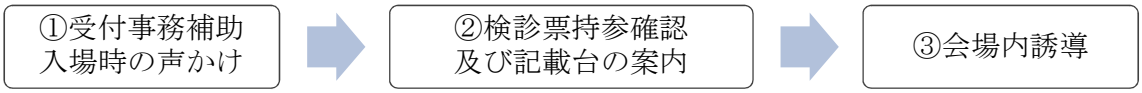
⑥本仕様書、契約書及び実施要領に定めのない事項については、健康づくり課と随時協議すること。

別紙1

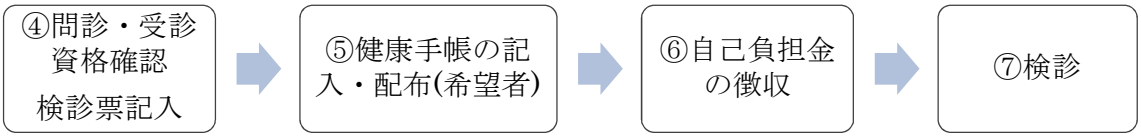
集団検診の受付フロー

○　検診当日の流れ

【愛育委員】(①～③は原則として、案内掲示及び声掛けによる誘導とする。
受診者等から質問等があった場合は検診機関職員に伝達し対応を委ねる。)



【検診機関】



○　受付時愛育委員担当業務

受付事務補助

・受託者の指示に従い掲示物・記載台・入場所設置等の会場準備

・来場者の会場内誘導、入場時の手指消毒及びマスク着用の呼びかけ

(マスクを忘れた受診者が来場した場合、愛育委員は受託者に連絡し、受託者がマスクを配布する)

・検診票未記入・未持参者を記載台へ誘導する。

○　注意事項

・**従事中に知った個人情報(住所・氏名・年齢・問診内容等)の取り扱いには、十分に気をつけること。**

・岡山市に居住していれば、いずれの会場でも受診できる。

・検診票の「費用区分」「フリガナ」「氏名」「生年月日」「性別」「年齢」「電話」「住所」の各欄が全て埋まっているか確認する。

別紙２

令和9年度岡山市子宮がん・乳がん集団検診日程

日程番号	会場番号	日程	曜日	時間	地区	会場名称	会場住所	会場TEL	乳検診車	子宮検診車
1	①	9月1日	水	10:00～11:00	五城	五城コミュニティハウス	北区御津新庄3047-1	なし	1	1
2	②	9月2日	木	10:00～11:00	御津南	御津公民館	北区御津宇垣1629	724-1441	1	1
	③	9月2日	木	13:00～14:00					1	1
3	④	9月9日	木	13:30～14:30	御津	金川コミュニティハウス	北区御津金川962-1	なし	1	1
4	⑤	9月20日	月	10:00～11:00	灘崎	ウェルポートなださき	南区片岡159-1	363-5001	1	1
	⑥	9月20日	月	13:30～14:30					1	1
5	⑦	9月21日	火	10:00～11:00	高松	高松公民館	北区津寺104	287-2057	1	1
	⑧	9月21日	火	14:00～15:00					1	1
6	⑨	9月28日	火	9:30～11:00	瀬戸	瀬戸公民館	東区瀬戸町瀬戸54-1	952-4146	1	1
	⑩	9月28日	火	13:30～15:00					1	1
7	⑪	9月29日	水	14:00～15:00	足守	日近公民館	北区日近2004-1	なし	1	1
8	⑫	10月15日	金	10:00～11:00	建部	建部町文化センター	北区建部町建部上899	722-9111	1	1
9	⑬	10月18日	月	9:30～11:00	山南	山南公民館	東区邑久郷688	946-8165	1	1
10	⑭	10月21日	木	9:30～11:00	瀬戸	万富公民館	東区瀬戸町万富257	953-0610	1	1
11	⑮	10月29日	金	10:00～11:00	福渡	建部町B&G海洋センター	北区建部町川口48	722-1661	1	1
12	⑯	11月26日	金	10:00～11:00	灘崎	ウェルポートなださき	南区片岡159-1	363-5001	1	1

（ 様式 1 ）

がん検診実施（自己負担徴収）報告書

岡山市長 様

令和　　年　　月　　日

所在地及び名称
代 表 者 名

がん検診 受診件数

検診日	子宮頸がん検診			乳がん検診				合計件数	備考
	一般	70歳以上・後期高齢	無料券	マンモ1方向		マンモ2方向			
				一般、後期高齢者等	無料券・クーポン	一般、後期高齢者等	無料券・クーポン		
計									

自己負担徴収金計算

自己負担徴収	子宮頸がん検診　一般	円	件
	子宮頸がん検診　70歳以上・後期高齢者	円	件
	乳がん検診　マンモグラフィ　全年齢	円	件
合　　計			件

請　　求　　書

令和　　年　　月　　日

岡 山 市 長　様

所在地及び名称

代 表 者 名

件　名　健康増進法に基づく子宮がん・乳がん検診(集団検診)（単価契約）

請求金額　　円

月分

検診手数料内訳

検診日	子宮頸がん検診			乳がん検診				合計
				マンモ1方向		マンモ2方向		
	一般 @	70歳以上・後期高齢 @	無料券 @	一般、後期高齢者等 @	無料券・クーポン @	一般、後期高齢者等 @	無料券・クーポン @	
								件
								件
								件
								件
								件
								件
								件
計								件
金額								円 a

事務手数料

金額	回数	合計			
円	回	円	b	(a＋b)×1.1	円 c

小数点以下切捨て

自己負担徴収金計算

自己負担徴収	子宮頸がん検診　一般	円	件	円
	子宮頸がん検診　70歳以上・後期高齢者	円	件	円
	乳がん検診　マンモグラフィ	円	件	円
合　　計			件	円 d

手数料(c)		自己負担額(d)		請求金額
	－		＝	円

4　子宮がん検診

（1）基本的事項

ア　対象者

子宮がん検診は、市内に居住地を有する 20 歳以上の偶数年齢（ただし、30～65 歳は毎年受診可、また 20 歳代及び 66 歳以上の前年度未受診者については奇数年齢も可）の女性を対象とする。

問診の結果、最近６か月以内に

（ア）不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）

（イ）月経異常（過多出血、不規則月経等）

（ウ）褐色帯下

のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関への受診を勧奨する。ただし、子宮頸がん検診と併せて子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部の細胞診に引き続き子宮体部の細胞診を行う。

イ　実施方法

子宮がん検診は、医療機関方式と集団検診方式により実施する。

（2）検診の実施

ア　検診項目

検査項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行う。

イ　検診票

「子宮がん検診票」（様式第４－４号①②）を作成する。

ウ　問診

問診に当たっては、不正性器出血等の現在の症状、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、性交経験の有無、既往歴、家族歴の有無、過去の検診の受診状況等を聴取する。

なお、問診時に聴取する不正性器出血は、いわゆる不正出血、閉経後出血、不規則月経、下着に付着した染み程度の赤色斑点（スポッティング）、一次的な少量の出血及び褐色帯下等出血に起因するすべての状態を含み、問診の際には、このような状態を正しく把握するよう留意するものとする。

エ　視診

腟鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

オ　子宮頸部及び体部の細胞診

（ア）　子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び腟部表面の全面擦過法、子宮体部の細胞診については吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に処理（固定）した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

なお、固定に要する諸材料は検診機関において準備する。

子宮体部の細胞診においては、子宮頸管が狭くなってくること等を考慮し、吸引法及び擦過法の両器具を準備しておくことが望ましい。

（イ）検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

（ウ）子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類した上で、「ベセスダシステム 2014 に準拠した子宮頸部細胞診報告様式」［参考資料４］に基づき精密検査の必要性の有無を決定する。なお、検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の細胞診を実施するものとす

る。

（エ）検診実施機関は、細胞診を他の細胞診検査機関等に依頼する場合、細胞診検査機関等の細胞診専門医や細胞検査士等の人員、設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。

（オ）原則として、子宮体部の細胞診の判定結果が「疑陽性」及び「陽性」の者は、「要精検」とし、「陰性」の者は、その他の臨床状況を勘案し、精密検査の受診の要否を決定するが、精密検査の受診の必要がない場合は、「精検不要」とし、それぞれ次の指導を行う。

（ア）「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

（イ）「精検不要」と区分された者

日常生活において不正性器出血等に注意するよう指導する。

カ　内診

双合診を実施する。

（４）検診結果の通知

子宮頸部の検診の結果については、精密検査の必要性の有無を付し、子宮体部の検診の結果については、子宮体部の細胞診の結果及びその他臨床症状等を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

ア　医療機関方式

（ア）　医療機関は、「子宮がん検診票」（様式第４－４号①②）に所見、細胞診の結果及び精密検診の必要性の有無等を記入し、医師会を経由して速やかに市へ送付する。また、要精検者については、「子宮がん精密検診依頼書」（様式第４－４号④⑤⑥）を作成する。

（イ）　医療機関は、受診者に検診結果に基づき必要な指導を行い、要精検者に対しては、「子宮がん精密検診依頼書」（様式第４－４号④⑤⑥）により、精密検診の受診勧奨を行う。なお、精密検診も併せて実施した医療機関は、「子宮がん精密検診結果報告書」（様式第４－４号⑦）によって、精密検診結果を速やかに岡山大学病院岡山県がん登録室へ報告する。

イ　集団検診方式

（ア）　検診実施機関は、「子宮がん検診票」（様式第４－４号①②）に所見、細胞診の結果及び精密検診の必要性の有無等を記入し、速やかに市へ送付する。また、要精検者には、「子宮がん精密検診依頼書」（様式第４－４号④⑤⑥）を作成する。

（イ）　市は、検診実施機関の協力を得て受診者に対し速やかに検診結果を通知する。

なお、要精検者には、「子宮がん精密検診依頼書」（様式第４－４号④⑤⑥）を送付し、医療機関で、速やかに精密検診を受診するよう指導する。この場合、その取扱いについては特に慎重を期する。

（５）精密検診及び結果の取扱い

ア　精密検診は、原則として子宮腟部及び子宮頸部又は子宮体部の細胞診、コルポ診、狙い組織診の検査等を実施し、この結果がんと確定した者は速やかに治療を行うよう指導する。

イ　要精検者に対して精密検診を実施した医療機関は、精密検診の所見等を「子宮がん精密検診結果依頼書」（様式第４－４号④⑤⑥）に記入のうえ、岡山市用（様式第４－４号⑥）を速やかに岡山大学病院岡山県がん登録室へ送付するとともに、「子宮がん精密検診結果報告書」（様式第４－４号⑤）を一次検診機関に送付する。

ウ　岡山大学病院岡山県がん登録室は、この報告に基づき「子宮がん精密検診結果報告書」（様式第４－４号⑥）により、市へ報告する。

エ　問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。

オ　精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。

（６）精密検診の受診勧奨

子宮がん検診を受診した医療機関及び集団検診の実施機関から、要精検者として報告された者に対し、市は、書面の送付等により、精密検診の受診を勧奨する。

（７）記録の整備

ア　市は、継続的な保健指導に役立てるため、受診結果を一貫して記録する。

イ　市は、検診実績を取りまとめ、報告書でもって県に報告する。

ウ　検診実施機関は、検体及び問診記録・検診結果などの関係書類を少なくとも５年後の年度末まで保存しなければならない。

（８）事業評価

子宮がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市は、チェックリスト（市町村用）を参考にし、検診の実施状況を把握すること。その上で必要に応じ、実施体制の整備及び実施方法の改善等を行うこと。検診実施機関は、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、細胞診等の精度管理に努める。

5　乳がん検診

（1）基本的事項

ア　対象者

乳がん検診は、市内に居住地を有する40歳以上の偶数年齢の女性とする。ただし、前年度未受診の40歳以上の奇数年齢の女性も可とする。

イ　実施方法

乳がん検診は、医療機関方式と、集団検診方式により実施する。

（2）検診の実施

ア　検診項目

検査項目は、問診、視診、触診及び乳房エックス線検査とする。

イ　検診票

「乳がん検診票」（様式第４－５号①②③）を作成する。

ウ　問診

問診に当たっては、現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等を聴取する。

エ　視診及び触診

公益社団法人岡山県医師会（以下「県医師会」という。）が開催する乳がん検診講習会を３回受講し、県医師会が認定した者であって、認定後は１年に１回以上受講している医師が乳房、乳房表面の皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察し、乳房、乳頭及びリンパ節（腋窩リンパ節及び鎖骨上窩リンパ節）の触診を行う。

（ア）　視診の留意点

視診に当たっては、乳房の対象性（大きさ及び形）、乳房皮膚の陥凹、膨隆、浮腫、発赤、乳頭陥凹及び乳頭びらんの有無について観察するものとする。

（イ）　触診の留意点

触診は、指腹法及び指先交互法等により、両手で乳房の内側から外（又は外側から内側）に、かつ、頭側から尾側に向かって乳房を軽く胸壁に向かって圧迫するように行うものとする。

乳房の触診…腫瘤、結節及び硬結の有無、性状等の診察

リンパ節の触診…腋窩リンパ節及び鎖骨上窩リンパ節の腫張の有無、性状等の診察

乳頭の触診…乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等の診察

オ　乳房エックス線撮影

（ア）乳房エックス線撮影の実施機関は、当該検査を実施するに適格な撮影装置（原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす。）を備えるとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備すること。また、乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という。）の行う施設画像評価を受け、Ａ又はＢの評価を受けている施設が望ましい。なお、撮影は精中機構が開催する乳房エックス線撮影に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了しＡまたはＢ判定の認定を受けた診療放射線技師又は医師が行うこと。

（イ）両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。なお、40歳以上50歳未満の対象者については、内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。

カ　乳房エックス線写真の読影及び精度管理

乳房エックス線写真の読影は、読影室の照度やシャウカステンの輝度に十分配慮する等適切な読影環境を整えた上で、二重読影（うち１名は精中機構が開催する読影講習会を修了しＡ又

はＢ判定の認定を受けた医師が、同時に又はそれぞれ独立して読影すること。）により行う。読影した結果、所見①から⑤のうちあてはまるものを左右の乳房それぞれについて記載する。また参考資料５に基づき、カテゴリー分類を左右の乳房それぞれについて記載する。２方向撮影した場合は、２方向の所見を総じて１つのカテゴリーをつける。（カテゴリー３以上は要精検とする。）

キ　乳がんの予防についての指導

乳がんは、日常の健康管理の一環としての自己触診によって、しこり（腫瘍）に触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。このため、検診の場で受診者に対し、乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、乳がんの自己触診の方法、しこりに触れた場合の速やかな医療機関への受診、その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発普及を図るよう努める。

（３）検診結果の通知

検診の結果については、問診、乳房エックス線検査の結果及び視触診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知するものとする。

ア　医療機関方式

（ア）　医療機関は、「乳がん検診票」（様式第４－５号①②③）に所見、及び精密検診の必要性の有無等を記入し、医師会を経由して速やかに市へ送付する。また、要精検者については、「乳がん精密検診依頼書」（様式第４－５号④⑤⑦）を作成する。

（イ）　医療機関は、受診者に検診結果に基づき必要な指導を行い、要精検者に対しては、「乳がん精密検診依頼書」（様式第４－５号④⑤⑦）により、精密検診の勧奨を行う。

イ　集団検診方式

（ア）　検診実施機関は、「乳がん検診票」（様式第４－５号①②）に所見、及び精密検診の必要性の有無等を記入し、速やかに市へ送付する。また、要精検者には、「乳がん精密検診依頼書」

（様式第４－５号④⑤⑦）を作成する。

（イ）　市は、検診実施機関の協力を得て受診者に対し、速やかに検診結果を通知する。なお、要精検者には、「乳がん精密検診依頼書」（様式第４－５号④⑤⑦）を送付し、医療機関で速やかに受診するよう指導する。この場合、その取扱いについては特に慎重を期する。

（４）精密検診及び結果の取扱い

ア　要精密検査となった場合は、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。

イ　精密検査の方法や内容について説明する。

ウ　精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。

エ　要精検者の精密検診を実施した医療機関は、精密検診の所見等を「乳がん精密検診結果依頼書」（様式第４－５号④⑤⑦）に記入し、岡山市用（様式第４－５号⑦）を速やかに岡山大学病院へ提出するとともに、「乳がん精密検診結果通知書」（様式第４－５号⑤）を一次検診機関に送付する。

オ　岡山大学病院岡山県がん登録室は、この報告に基づき「乳がん精密検診結果通知書」（様式第４－５号⑦）により、市へ報告する。

（５）記録の整備

ア　市は、継続的な保健指導に役立てるため、受診結果等を一貫して記録する。

イ　市は、検診実績を取りまとめ、報告書でもって県に報告する。

ウ　乳房エックス線写真、問診記録及び検診結果は少なくとも５年後の年度末まで保存しなければならない。

（６）事業評価

乳がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市は、チェックリスト（市町村用）を参考にし、検診の実施状況を把握すること。その上で必要に応じ、実施体制の整備及び実施方法の改善等を行うこと。検診実施機関は、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、乳房エックス線検査等の精度管理に努める。

（７）その他

乳がん検診マンモグラフィ撮影機関として承認を受けるときは、岡山市保健管理課へ「乳がん検診マンモグラフィ撮影機関届」（様式第４－５－１③）を提出して、承認を受けなければならない。また、承認を辞退しようとするときは、「乳がん検診マンモグラフィ撮影機関辞退届」（様式第４－５－１④）を提出しなければならない。

様式第4－4号①　子宮がん検診票

（岡山市健康診査様式第4-4号①）

子宮がん検診票

No.

医療機関名　　医療機関コード

費用区分	一般	70歳以上・後期高齢	無料券（No.　　）	クーポン

「費用区分」は年度末時点の年齢

↓太枠の中をご記入ください

フリガナ		左詰め 姓と名の間は1マスあける	生年月日	大正	昭和	平成		年		月		日
氏名							年齢					歳
住所	岡山市　　区		固定電話	086－　　－								
			携帯電話									

1	昨年、岡山市の子宮がん検診を受けましたか	いいえ	はい ⇒昨年受診ありで、年度中に奇数年齢になる方は受診不可（30歳～65歳は毎年受診可）			
2	今までに子宮頸がん検診を受けたことがありますか	ない	ある ⇒（２～３年前に受けた　・　４年以上前に受けた）			
3	過去に精密検査を受けるよういわれたことがありますか	ない	ある ⇒精密検査を（　受けた　・　受けていない　）			
	精密検査の結果（時期:　　年前、結果:　　）					
4	月経についてお伺いします	初潮　歳	最終月経:　月　日～　月　日（　日間）			
		閉経　歳	周期:　日型（順・不順）生理痛（有・無）			
5	性交経験はありますか	ない	ある			
6	妊娠したことがありますか	ない	ある ⇒妊娠　回（出産　回、流産　回）最終分娩の年齢　歳			
7	今までに右の病気にかかったことがありますか あれば○をしてください	ない	ある	子宮がん	子宮筋腫	卵巣のう腫	子宮内膜症
				膣炎	膣部ビラン	頸管ポリープ	その他（　）
8	ホルモン剤を使用したことがありますか	ない	ある ⇒（服用中・過去に服用:　年前）			
9	子宮内避妊具を使用していますか	ない	ある ⇒（使用期間:　年）			
10	現在、何か症状がありますか	ない	ある ⇒（痛み・はれ・むくみ・おりもの・その他:　）			
11	最近６か月以内に右の症状がありますか	ない	ある ⇒	不正性器出血（一過性の少量出血、閉経後出血等）	月経異常（過多月経、不規則月経等）	褐色のおりもの
	＊いずれかの症状があれば、子宮体がん検診（有料）の対象となります。医師から勧められた場合、子宮体がん検診を受けることに同意しますか。					はい　いいえ
12	たばこを吸ったことがありますか	吸ったことがない	過去吸っていたが現在吸っていない	現在吸っている		
13	現在たばこを吸っている方は、禁煙したいと思いますか	いいえ	いつかは禁煙したい	半年以内に禁煙したい	すぐに禁煙したい	

【医療機関記入欄】

検査年月日　令和　年　月　日

視診及び内診

所見コード（＊複数所見がある場合には重いものから順に2つまで記入）

01	腟部びらん	06	子宮筋腫
02	ポリープ	07	卵巣のう腫
03	腟炎	08	子宮亜脱
04	機能性出血	09	子宮頸がん
05	頸管炎	10	その他（　）
		11	著変なし

指示コード

1	異常なし
2	有所見　放置可
3	要観察
4	要治療
5	要精検

視診及び内診結果

所見コード	所見1	
	所見2	
指示コード		

頸部細胞診

標本

標本作成法	□ 直接塗抹法 □ 液状検体法
細胞採取器具	□ サイトピック □ ヘラ □ ブラシ □ 綿棒 □ その他（　）
標本の適否（ベセスダシステム）	□ 適正 □ 不適正

判定コード

01	陰性（ＮＩＬＭ）（□ 微生物　□ その他の非腟癌性所見）
02	ＡＳＣ－ＵＳ
03	ＡＳＣ－Ｈ
04	ＬＳＩＬ（□ HPV感染　□ 軽度異形成）
05	ＨＳＩＬ（□ 中等度異形成　□ 高度異形成　□ 上皮内癌）
06	ＳＣＣ
07	ＡＧＣ
08	ＡＩＳ
09	Adenocarcinoma
10	other malig.

頸部細胞診結果

判定コード		
指示	精検不要	
	要精検	

体部細胞診

※実施する場合は実施理由に○

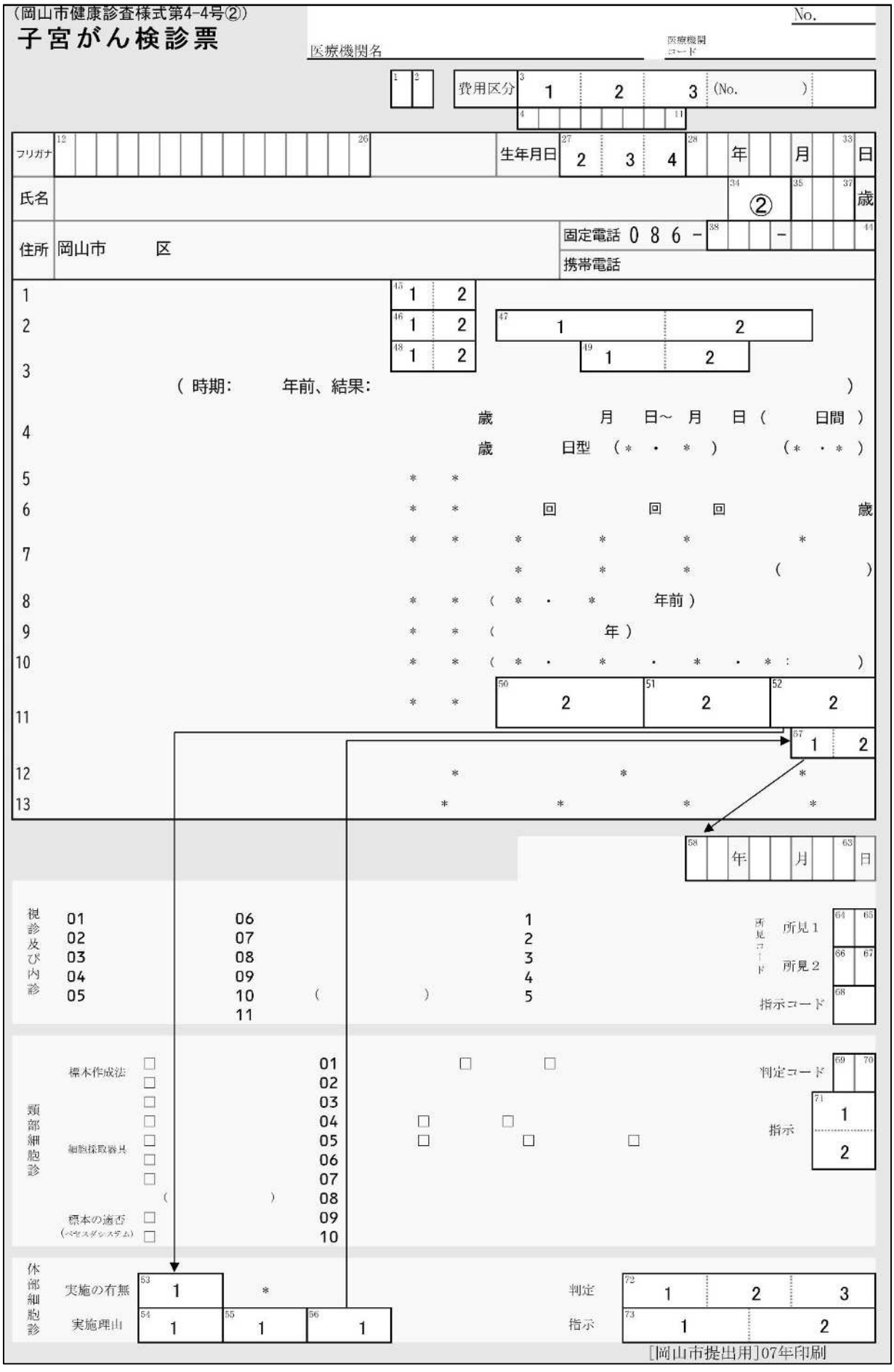
実施の有無	実施する	実施しない		
実施理由	不正性器出血	月経異常	褐色おりもの	

子宮体部細胞診結果

判定	陰性	擬陽性	陽性
指示	精検不要	要精検	

［医療機関控］07年印刷

様式第４－４号②　子宮がん検診票



様式第４－５号①　乳がん検診票

（岡山市健康診査様式第４－５号①）

No.

乳がん検診票

医療機関名　　医療機関コード

〔自院撮影〕50歳以上1方向：3　40～49歳2方向：5　〔他院撮影〕50歳以上1方向：2　40～49歳2方向：4　区別1

費用区分　一般　70歳以上・後期高齢　無料券 No.（　　）　クーポン

「区別1」・「費用区分」は年度末時点の年齢

↓太枠の中をご記入ください

フリガナ	左詰め 姓と名の間は1マスあける	生年月日	大正 昭和　年　月　日				
氏　名		年　齢	歳				
住　所	岡山市　　区	固定電話	086－　　－				
		携帯電話					

1	乳がん検診を受けたことがありますか	ない	ある ⇒内容（ 視触診 ・ マンモグラフィ ・ エコー ）	
2	昨年、岡山市の乳がん検診を受けましたか	いいえ	はい ⇒昨年受診ありで、年度中に奇数年齢になる方は受診不可	
3	豊胸手術を受けている、またはペースメーカー等を挿入していますか	いいえ	はい ⇒「はい」の場合は受診不可	
4	月経の状態、出産回数について（右詰めで記入）	初潮　歳	閉経　歳	出産回数　回
5	血縁者に乳がんの人がいますか	いない	いる ⇒（ 祖母 ・ 母 ・ 姉妹 ・ 子 ・ おば ・ いとこ ）	
6	乳房の病気にかかったことがありますか	ない	ある ⇒（　　歳頃　病名：　　）	
7	乳房に何か症状がありますか	ない	ある ⇒（ しこり ・ 痛み ・ 分泌物 ・ その他：　　）	
8	ホルモン剤を使用したことがありますか	ない	ある ⇒（ 服用中 ・ 過去に服用　　歳頃）	
9	乳がん自己触診をしていますか	している	時々している	していない
10	たばこを吸ったことがありますか	吸ったことがない	過去吸っていたが現在吸っていない	現在吸っている
11	現在たばこを吸っている方は、禁煙したいと思いますか	いいえ	いつかは禁煙したい	半年以内に禁煙したい　すぐに禁煙したい

【医療機関記入欄】

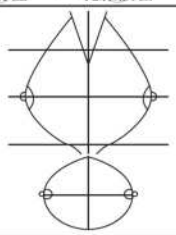
マンモ撮影日　令和　年　月　日　医療機関名 読影医師名（ゴム印可）　撮影医療機関コード

マンモグラフィ所見１

乳腺評価　：　脂肪性 ・ 乳腺散在 ・ 不均一高濃度 ・ 高濃度

(R)右乳房　当てはまるものに○
1. 特記事項なし
2. 腫瘤
3. 石灰化（良性・鑑別を要す）
4. その他所見
（非対称・構築の乱れ・リンパ節・皮膚所見・その他）
5. 判定不能（　　）

MLO（全員）　R　L
CC（40～49歳）



(L)左乳房　当てはまるものに○
1. 特記事項なし
2. 腫瘤
3. 石灰化（良性・鑑別を要す）
4. その他所見
（非対称・構築の乱れ・リンパ節・皮膚所見・その他）
5. 判定不能（　　）

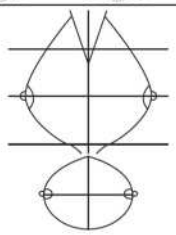
カテゴリー　1．異常なし　2．良性　3．良性しかし悪性を否定できない　4．悪性の疑い　5．悪性　⇨数字を記入　R　L

マンモグラフィ所見２

乳腺評価　：　脂肪性 ・ 乳腺散在 ・ 不均一高濃度 ・ 高濃度

(R)右乳房　当てはまるものに○
1. 特記事項なし
2. 腫瘤
3. 石灰化（良性・鑑別を要す）
4. その他所見
（非対称・構築の乱れ・リンパ節・皮膚所見・その他）
5. 判定不能（　　）

MLO（全員）　R　L
CC（40～49歳）

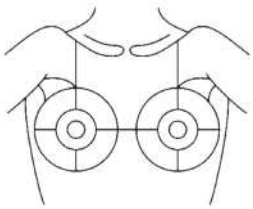


(L)左乳房　当てはまるものに○
1. 特記事項なし
2. 腫瘤
3. 石灰化（良性・鑑別を要す）
4. その他所見
（非対称・構築の乱れ・リンパ節・皮膚所見・その他）
5. 判定不能（　　）

カテゴリー　1．異常なし　2．良性　3．良性しかし悪性を否定できない　4．悪性の疑い　5．悪性　⇨数字を記入　R　L

視触診所見

検査年月日　令和　年　月　日　診察医師名（ゴム印可）



当てはまる項目に☑

	R	L
0. 特記事項なし		
1. 腫瘤		
2. 硬結		
3. 乳頭　陥没		
びらん		
異常分泌		
4. 腋窩リンパ節腫脹		

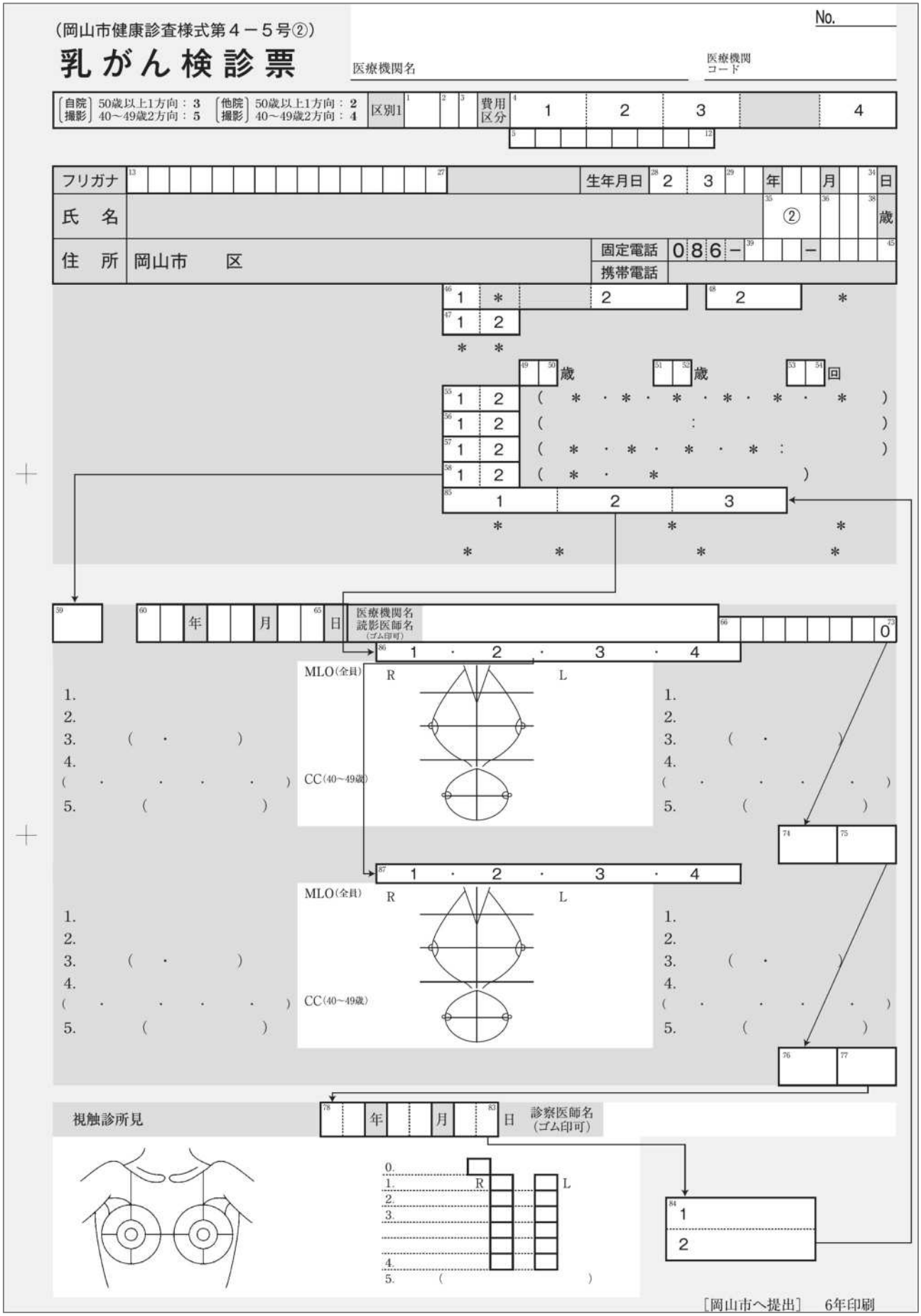
5. その他（　　）

判　定	
①	精検不要（異常認めず、経過観察）
②	要精検

＊マンモ所見を総じてカテゴリー３以上がある場合は、判定は要精検とする。

［医療機関控］　6年印刷

様式第４－５号②　乳がん検診票



様式第４－５号③　乳がん検診票

（岡山市健康診査様式第４－５号③）

No.

乳がん検診票

医療機関名　　医療機関コード

〔自院撮影〕50歳以上1方向：3　40～49歳2方向：5　〔他院撮影〕50歳以上1方向：2　40～49歳2方向：4　区別1

費用区分　一般　70歳以上・後期高齢　無料券 No.(　　)　クーポン

「区別１」・「費用区分」は年度末時点の年齢

フリガナ			生年月日	大正 昭和	年	月	日
氏　名					年　齢		歳
住　所	岡山市　　区		固定電話	086－　　－			
			携帯電話				

1	乳がん検診を受けたことがありますか	ない	ある ⇒内容（ 視触診 ・ マンモグラフィ ・ エコー ）
2	昨年、岡山市の乳がん検診を受けましたか	いいえ	はい ⇒昨年受診ありで、年度中に奇数年齢になる方は受診不可
3	豊胸手術を受けている、またはペースメーカー等を挿入していますか	いいえ	はい ⇒「はい」の場合は受診不可
4	月経の状態、出産回数について（右詰めで記入）	初潮　歳	閉経　歳　出産回数　回
5	血縁者に乳がんの人がいますか	いない	いる ⇒（ 祖母 ・ 母 ・ 姉妹 ・ 子 ・ おば ・ いとこ ）
6	乳房の病気にかかったことがありますか	ない	ある ⇒（　　歳頃　病名：　　）
7	乳房に何か症状がありますか	ない	ある ⇒（ しこり ・ 痛み ・ 分泌物 ・ その他：　　）
8	ホルモン剤を使用したことがありますか	ない	ある ⇒（ 服用中 ・ 過去に服用　　歳頃）
9	乳がん自己触診をしていますか	している	時々している / していない
10	たばこを吸ったことがありますか	吸ったことがない	過去吸っていたが現在吸っていない / 現在吸っている
11	現在たばこを吸っている方は、禁煙したいと思いますか	いいえ	いつかは禁煙したい / 半年以内に禁煙したい / すぐに禁煙したい

【医療機関記入欄】

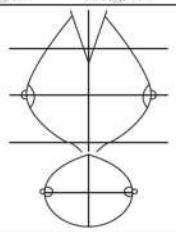
マンモ撮影日　令和　年　月　日　医療機関名 読影医師名（ゴム印可）　撮影医療機関コード

マンモグラフィ所見１

乳腺評価　：　脂肪性 ・ 乳腺散在 ・ 不均一高濃度 ・ 高濃度

(R)右乳房　当てはまるものに○
1. 特記事項なし
2. 腫瘤
3. 石灰化（良性・鑑別を要す）
4. その他所見
（非対称・構築の乱れ・リンパ節・皮膚所見・その他）
5. 判定不能（　　）

MLO（全員）　R　L
CC（40～49歳）



(L)左乳房　当てはまるものに○
1. 特記事項なし
2. 腫瘤
3. 石灰化（良性・鑑別を要す）
4. その他所見
（非対称・構築の乱れ・リンパ節・皮膚所見・その他）
5. 判定不能（　　）

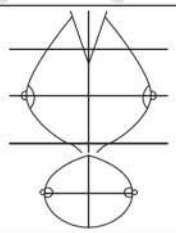
カテゴリー　1．異常なし　2．良性　3．良性しかし悪性を否定できない　4．悪性の疑い　5．悪性　⇨数字を記入　R　L

マンモグラフィ所見２

乳腺評価　：　脂肪性 ・ 乳腺散在 ・ 不均一高濃度 ・ 高濃度

(R)右乳房　当てはまるものに○
1. 特記事項なし
2. 腫瘤
3. 石灰化（良性・鑑別を要す）
4. その他所見
（非対称・構築の乱れ・リンパ節・皮膚所見・その他）
5. 判定不能（　　）

MLO（全員）　R　L
CC（40～49歳）

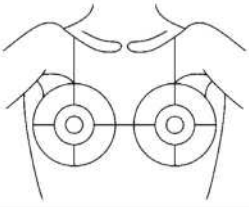


(L)左乳房　当てはまるものに○
1. 特記事項なし
2. 腫瘤
3. 石灰化（良性・鑑別を要す）
4. その他所見
（非対称・構築の乱れ・リンパ節・皮膚所見・その他）
5. 判定不能（　　）

カテゴリー　1．異常なし　2．良性　3．良性しかし悪性を否定できない　4．悪性の疑い　5．悪性　⇨数字を記入　R　L

視触診所見

検査年月日　令和　年　月　日　診察医師名（ゴム印可）



当てはまる項目に☑

	R	L
0. 特記事項なし	☐	
1. 腫瘤	☐	☐
2. 硬結	☐	☐
3. 乳頭　陥没	☐	☐
びらん	☐	☐
異常分泌	☐	☐
4. 腋窩リンパ節腫脹	☐	☐

5. その他（　　）

判　定	
①	精検不要（異常認めず、経過観察）
②	要精検

＊マンモ所見を総じてカテゴリー３以上がある場合は、判定は要精検とする。

［マンモ撮影機関控］　6年印刷